

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

告示
保安林予定森林の指定通知(八三四〇・八三七・森林整備課)
建築基準法による道路位置の指定(八三八・北秋田建設事務所)

公 告

土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可(秋田総合農林事務所)
土地改良区の合併の認可(仙北総合農林事務所)
県営土地改良事業の換地計画の決定(由利総合農林事務所)
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課) 四件
教育委員会規則

秋田県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則(一八・教育庁総務課)
選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出(九六)
政治団体の届出事項に異動があつた旨の届出(九七)
政治団体の解散の届出(九八)
政治団体の収支に関する報告書(九九)
公職の候補者の資金管理団体の届出(一〇〇)
政治団体の収支に関する報告書(一〇一)

告 示

秋田県告示第八百三十四号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十四年十二月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 保安林予定森林の所在場所
由利郡象潟町大砂川字下モ上八道二の二
- 二 指定の目的 水源のかん養
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課及び由利総合農林事務所並びに由利郡象潟町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第八百三十五号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十四年十二月十日

秋田県知事 寺田典城

一 保安林予定森林の所在場所
鹿角市花輪字甘路九四

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課及び鹿角総合農林事務所並びに鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第八百三十六号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。
平成十四年十二月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

保安林予定森林の所在場所

大館市十二所字上太沢一三七の二(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び北秋田総合農林事務所並びに大館市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第八百三十七号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十四年十二月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

(一) 保安林予定森林の所在場所

仙北郡西仙北町土川字小杉山沢ノ内字ノ沢山一の一

(二) 指定の目的 水源のかん養

(三) 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所

仙北郡南外村字中荒沢一五四の一

(二) 指定の目的 水源のかん養

(三) 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課及び仙北総合農林事務所並びに仙北郡西仙北町役場、南外村役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第八百三十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第

四十号)第十条の規定に基づき、公告する。

平成十四年十二月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 北秋田郡鷹巣町栄字太田二十七番地二 松尾 和 明	道路の位置の指定箇所 北秋田郡鷹巣町栄字太田新田百七十三番 地先及び太田十五番の一部	道路の延長 三十五メートル	道路の幅員 四メートル	指定年月日 平成十四年十一月二十九 日
---	--	------------------	----------------	---------------------------

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、秋田市上北手猿田土地改良区から申請があつた新たな土地改良事業（縄手の上地区原単小規模土地改良事業（かんがい排水））の施行について、平成十四年十二月二日認可したので、同条第十一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十二月十日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定により、平成十四年十二月二日土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年十二月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 合併により設立された土地改良区
 - 大曲市土地改良区
- 二 合併により解散した土地改良区
 - 大曲市内小友西部土地改良区
 - 大曲市内小友土地改良区
 - 大曲市角間川土地改良区
 - 大曲市大川西根土地改良区

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十二月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（川辺地区担い手育成基盤整備事業）換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年十二月十一日から平成十五年一月十六日まで
- 三 縦覧場所 矢島町役場

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十二月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - スチール机 五十七台
 - (二) 購入物品の仕様等
 - 入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
 - 平成十五年三月十日（月）
 - (四) 納入場所
 - 秋田県立養護学校天王みどり学園
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 - 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）
 - 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - 秋田県の休日を除き、平成十四年十二月十日（火）から同月十九日（木）までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
 - 平成十四年十二月二十五日（水）午前十時
 - 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
 - 秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
 - (一) 入札の方法
 - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十二月十日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

スタッキングチェア二百三十脚及び専用台車三台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年三月十一日（火）

(四) 納入場所

秋田県立養護学校天王みどり学園

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に

規定する県の休日を除き、平成十四年十二月十日（火）から同月十九日（木）ま

での期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十二月二十五日（水）午前十時十分

五 秋田県庁地下一階管財課入札室

入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十二月十日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

心電図・心音図端末装置 一式

- (一) 購入物品の仕様等
 (二) 入札説明書及び仕様書による。
 (三) 納入期限
 平成十五年三月十四日(金)
 (四) 納入場所
 県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 (四) 契約条項を示す場所等
- 三 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 (一) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
 (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十二月十日(火)から同月十九日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
 平成十四年十二月二十五日(水) 午前十時三十分
 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
 (一) 入札の方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 (二) 入札の無効
 規則第六十六条に規定するところによる。
 (三) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

- する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
 (四) 提出書類等
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
 (五) その他
 詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十四年十二月十日
 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
 (一) 購入物品名及び数量
 無散瞳眼底カメラ 一式
 (二) 購入物品の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。
 (三) 納入期限
 平成十五年三月十四日(金)
 (四) 納入場所
 県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 (四) 契約条項を示す場所等
- 三 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 (一) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
 (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十二月十日(火)から同月十九日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
 平成十四年十二月二十五日(水) 午前十時四十分

秋田県庁地下一階管財課入札室
 五 入札保証金
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号、以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
 六 その他

- (一) 入札の方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 (二) 入札の無効
 規則第百六十六条に規定するところによる。
 (三) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
 (四) 提出書類等
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
 (五) その他
 詳細は、入札説明書による。

教育委員会規則

秋田県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十四年十二月十日

秋田県教育委員会委員長 米田 愛治

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
金浦町寺田典城後援会	雨谷 千尋	高橋 由男	由利郡金浦町金浦字十二林十五番地十二	平成十四年十一月六日

秋田県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則
 秋田県教育委員会傍聴人規則(昭和二十四年秋田県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「左の各号の一つに当てはまると認めるときは」を「次の各号のいずれかに該当する者は、」に、「を許さない」を「ができない」に改め、同条第一号中「兇器」を「凶器」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 その他委員長が傍聴を不適当と認める者
 第五条第一号中「傍聴席の」を「傍聴席への」に改め、同条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

様式第一号中

氏名	年齢	歳	を	氏名
----	----	---	---	----

に改める。

様式第二号(裏面)注意事項第二項第一号中「傍聴席の」を「傍聴席への」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

秋選管第九十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、平成十四年十一月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年十二月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

こだま祥子を支える会	石橋一則後援会	石川ひとみを育てる会	野原多津美後援会	佐藤久勝後援会	研友会	三浦一郎後援会	中川たけお後援会	さくらば成久後援会	佐藤幸孝後援会	石沢幸子後援会	松谷福三後援会	吉田義雄後援会	佐藤修助後援会	今野英元後援会	小畑きよし後援会	松田國太郎後援会
児玉光雄	石橋順悦	木村 敢	熊谷 庄太郎	佐々木 哲雄	武田 邦夫	小玉 金悦	関谷 春雄	石田 政一	佐藤 幸孝	鈴木 真臣	工藤 浩	三浦 龍美	後藤 久美	小松 正毅	伊藤 一男	松田 國太郎
児玉アイ子	藤谷 誠	富樫 仁英	熊谷 庄太郎	柴田 幸成	武田 邦夫	三浦 幸男	石塚 隆雄	田村 光幸	佐藤 幸広	木村 悦男	大友 雄子	三浦 一	奈良 保之助	小松 昭	石戸谷 勉	遠田 幸雄
南秋田郡飯田川町和田妹川字石田十五番地二十	横手市赤川字野際六十五番地一	秋田市八橋大畑一丁目六番十三号	秋田市山王二丁目五番二十五号	大館市軽井沢字家の上三番地二	秋田市土崎港中央三丁目十一番三十二号	男鹿市脇本浦田字菅ノ沢二十一番地一	秋田市川元松丘町四番五十七号	大館市字鉄砲場三十六番地	南秋田郡天王町天王字蒲沼百三十七番地百二十六	大曲市田町八番六号	能代市日吉町十九番一号	南秋田郡天王町大崎字沖中谷地百三十二番地	北秋田郡合川町根田字家の下五十一番地二	本荘市出戸町字御門二百八十一番地五	大館市二井田字高村四十番地	湯沢市高松字八乙女二十二番地七
〃	平成十四年十一月二十九日	平成十四年十一月二十八日	〃	〃	平成十四年十一月二十七日	平成十四年十一月二十五日	平成十四年十一月二十一日	平成十四年十一月二十日	〃	平成十四年十一月十九日	平成十四年十一月十三日	〃	〃	平成十四年十一月十一日	〃	平成十四年十一月八日

秋選管第九十七号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、平成十四年十一月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異動

一 政党

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
自由民主党秋田県バス支部	会計責任者	平成十四年十一月二十一日
自由民主党秋田県ハイタク支部	"	平成十四年十一月二十八日
佐藤 武彦	新 内	
水野 征司	旧 容	
小玉 慶		
布施 昭司		

があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十四年十二月十日
 秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
菊地和夫後援会	代表者	平成十四年十一月五日
石沢幸子後援会	代表者	平成十四年十一月二十七日
三浦えいいち後援会	主たる事務所の所在地	平成十四年十二月二十八日
本荘市出戸町字西梵天三百三十番地	新 内	
本荘市桜小路二十七番一号	旧 容	
吉田 秀雄		
鈴木 真臣		

秋選管第九十八号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十四年十一月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
 平成十四年十二月十日

その他の政治団体

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
工藤守を育てる会	平成十四年十一月二日	平成十四年十一月六日
佐々木長秀後援会	"	"

松谷福三後援会	平成十四年十一月十二日	平成十四年十一月十二日
渡辺修治後援会	平成十四年十月三十一日	平成十四年十一月十三日

秋選管第九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十條第一項の規定に基づき、次のとおりその趣旨を公表する。

平成十四年十二月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書
報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

その他の政治団体

政治団体の名称 工藤守を育てる会

報告年月日 平成14年11月6日

収入・支出の総額

収入総額 271,628円

前年繰越額 271,628円

本年の収入 0円

支出総額 0円

政治団体の名称 佐々木辰秀後援会

報告年月日 平成14年11月6日

収入・支出の総額

収入総額 697,879円

前年繰越額 697,879円

本年の収入 0円

支出総額 0円

政治団体の名称 松谷福三後援会

報告年月日 平成14年11月12日

収入・支出の総額 559,585円

収入総額 559,585円

前年繰越額 559,585円

本年の収入 0円

支出総額 0円

政治団体の名称 渡辺修治後援会

報告年月日 平成14年11月13日

収入・支出の総額 5,102円

収入総額 5,102円

前年繰越額 5,102円

本年の収入 0円

支出総額 0円

秋選管第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年十二月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
				新	旧	
三浦 英一	県議会議員	三浦えいいち後援会	主たる事務所の所在地	本庄市出戸町字西梵天三三三番	本庄市桜小路二十七番一号	平成十四年十一月二十八日

秋選管区告示第五一號
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、
 政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十條第一項の規定に基
 づき、次のとおりその概況を公表する。

平成十四年十二月十日

種類 政治資金規正法第12条第1項の規定による報告書
 報告書の要旨

平成13年分

その他の政治団体

政治団体の名称 伊藤すすむ後援会

報告年月日 平成14年11月19日

収支・支出の総額

ア 収入総額

イ 支出総額

政治団体の名称 松谷福三後援会

報告年月日 平成14年11月12日

収入・支出の総額

ア 収入総額

前年繰越額

本年の収入

イ 支出総額

政治団体の名称 渡辺修治後援会

報告年月日 平成14年11月13日

収入・支出の総額

ア 収入総額

前年繰越額

本年の収入

イ 支出総額

平成12年分

その他の政治団体

政治団体の名称 松谷福三後援会

報告年月日 平成14年11月12日

収入・支出の総額

ア 収入総額 559,585円
 前年繰越額 559,585円
 本年の収入 0円
 イ 支出総額 0円

平成11年分

その他の政治団体

政治団体の名称 松谷福三後援会

報告年月日 平成14年11月12日

収入・支出の総額

ア 収入総額 559,585円
 前年繰越額 559,585円
 本年の収入 0円
 イ 支出総額 0円

イ 支出総額

本年の収入

前年繰越額

収入総額

政治団体の名称

報告年月日

収入・支出の総額

前年繰越額

本年の収入

イ 支出総額

政治団体の名称

報告年月日

収入・支出の総額

前年繰越額

本年の収入

イ 支出総額

平成12年分

その他の政治団体

政治団体の名称

報告年月日

収入・支出の総額

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
 E-mail:matsubara@matsubaransatsu.co.jp
 秋田市山王四丁目五番二十九号
 松原繁雄